

完了後の評価個表

事業名	地すべり防止（民有林）	事業実施期間	昭和50年度～平成12年度（26年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	由比地区（ゆいちく） （静岡県）	事業実施主体	関東森林管理局 東京分局 由比治山センター
完了後経過年数	5年	管理主体	静岡県
事業の概要・目的	<p>当地区は、静岡県中部に位置し、昭和49年7月の台風8号及び梅雨前線による24時間雨量508mmの豪雨により、濁り沢（10ha）をはじめとして13箇所13.4haの崩壊及び地すべりが発生し、家屋全壊7棟・半壊32棟、国道1号線23日間不通、国鉄（現JR）東海道線7日間不通となる災害が発生した。</p> <p>当地区は、東名高速道路・国道1号線・県道・東海道新幹線・東海道本線が平行して走っていること、さらに通信回線を含めると、わが国の大動脈であることから、災害の復旧と保全のため、国土庁に「由比地区地すべり対策連絡会」（国土庁・農林省・林野庁・建設省・運輸省・国鉄・静岡県（当時の名称））を設置し総合検討の結果、東京営林局（現関東森林管理局）で地すべり防止事業を開始するに至った。</p> <p>その後、直轄事業としての地すべり防止事業は、平成12年度に完了し、静岡県に引継がれている。</p> <p>・主な事業内容 地すべり防止区域 264.22ha 排土工 1,387,588(m³) 集水井工 22(基) 456(m) 立体排水工 5,344(m) 杭打工 1,942(本)外</p>		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>本事業の採択当時においては、事業評価制度が導入されておらず、費用対効果分析を行っていないが、平成18年度において費用及び便益を比較すれば以下のとおりである。</p> <p>総費用（C） 78,821,803千円 総便益（B） 196,658,160千円 分析結果（B/C） 2.49</p>		
② 事業効果の発現状況	<p>事業実施により、地すべり防止区域は安定している。</p> <p>また、事業完了後の平成15年8月9日の台風10号（145mm）に伴う豪雨及び平成15年8月14～17日（479mm）の8月豪雨の際にも地すべりの発生はなかった。</p>		
③ 事業により整備された施設の管理状況	<p>直轄事業としての地すべり防止事業は、平成12年度に完了し静岡県に引継がれており、整備された地すべり防止施設については、静岡県において適切に管理されている。</p>		
④ 事業実施による環境の変化	<p>工事に伴う周辺環境への影響は見られず、地すべり防止区域の安定が図られ、景観を含め環境面は向上している。</p>		
⑤ 社会経済情勢の変化	<p>本事業の実施により、地すべり防止区域の安定が図られ、保全対象である人家、各交通施設が保全されている。</p> <p>保全対象：人家、国道1号線、県道、東名高速道路、JR東海道線外</p>		
⑥ 今後の課題等	<p>地すべり防止施設の機能発揮のため、必要に応じてメンテナンスを継続していく必要がある。また、地すべり挙動を監視し、地域防災と連携する必要がある。</p> <p>地元の意見： ○由比地区は、東名高速道路をはじめ国道1号線・東海道新幹線・東海道本線・県道など、重要な保全対象が集中するわが国の大動脈であります。当地区での事業実施により、近年は地すべりの発生は見られず、高い事業効果が発揮されていると認識しています。</p> <p>平成13年度から、本県に地すべり防止施設の管理が引き継がれ現在に至りますが、今後とも施設の機能維持のため適正な管理を実施していきたいと考えています。（静岡県）</p>		
第三者委員会の意見	<p>保全対象である東海道線や国道1号線等への災害が防止され事業の効果が発揮されている。今後とも想定される災害等、社会的な要請を踏まえ、県による適切な管理を行うことが望ましい。また、事業実施による地すべり防止効果のPRを行う必要がある。</p>		
評価結果	<p>・必要性： 保全対象である東名高速道路をはじめ国道1号線・東海道新幹線等、わが国の大動脈を保全する事業であり必要であった。</p> <p>・有効性： 計画的な地すべり防止事業の実施により、近年は地すべりの発生は見られず、有効な事業であると認められる。</p> <p>・効率性： 由比地区地すべり対策技術委員会の答申に基づく全体計画を作成し計画的に実施された。また、大規模地震特別措置法の施行により震災対策を盛り込む等の社会情勢に対応した変更を行うなど、効率的に事業が実施され、さらに、この他の地すべり防止工事の参考にもなっている。</p> <p>上記①～⑥の各項目からの評価、並びに第三者委員会の意見等を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、地すべり防止施設は有効に機能し、地すべり防止区域は安定し、保全対象に対する保全が図られているものと認められる。</p>		